

## 改正個人情報保護法に基づく権限の委任について

改正個人情報保護法においては、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者等を監督するに当たり、各省庁が所管する事業分野に関する専門的知見や、所管する事業分野の事業者を監督するために有している体制を有効に活用することは、個人情報の適正な取扱いを確保するためにも有益と考えられたことから、個人情報保護委員会は、政令で定める一定の事情がある場合、同法第 40 条第 1 項の規定による権限（報告徴収及び立入検査の権限）を事業所管大臣に委任することができる（同法第 44 条第 1 項）。

改正個人情報保護法施行令においては、権限の委任が可能となる事情は、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があることのいずれかに該当する事情とされ（同令第 12 条）、また、個人情報保護委員会が権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間について、あらかじめ事業所管大臣に協議しなければならないとされている（同令第 13 条第 2 項）。

また、権限の委任を受けた事業所管大臣は、当該権限を行使した際にはその結果について個人情報保護委員会に報告するものとされ（改正個人情報保護法第 44 条第 2 項）、当該報告については、個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に法違反があると認めたときは、直ちに）、その間の権限の行使の結果について行うものとされており、個人情報保護委員会が当該報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならないとされている（改正個人情報保護法施行令第 14 条第 2 項）。

上記の権限の委任に関する規定の趣旨、各事業所管大臣の体制等、第 34 回委員会で示した方向性並びに改正個人情報保護法施行令第 13 条第 2 項及び第 14 条第 2 項の規定に基づく各事業所管大臣との協議の結果を踏まえ、改正個人情報保護法の施行の時点において、別紙のとおり、各事業所管大臣に改正個人情報保護法第 44 条第 1 項の規定により権限を委任することとし、改正個人情報保護法施行令第 14 条第 2 項の規定により報告の期間を定めることとする。

なお、改正個人情報保護法において、各行政機関の長は「相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない」（同法第 80 条）とされているところであり、個人情報保護委員会と事業所管大臣の間での漏えい等事案や権限行使に係る情報共有等について連携していくこととする。

< 参照条文 >

○ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（報告及び立入検査）

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

（略）

（連絡及び協力）

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

（法第四十四条第一項の政令で定める事情）

第十二条 法第四十四条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

（事業所管大臣への権限の委任）

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第四十条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

（略）

(別紙)

権限の委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲、  
委任の期間及び報告の期間

(平成 29 年 5 月 30 日時点)

事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (法第 40 条第 1 項の規定による権限に関する事務のうち、次に掲げる事業に係るもの)	委任の期間	報告の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	平成 29 年 5 月 30 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	1 か月
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成 17 年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第 34 条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。)		
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合		
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び暴力追放運動推進センター		
内閣総理大臣 (復興庁)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
総務大臣	電気通信業、放送業、郵便事業、信書便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
法務大臣	債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業		
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構		
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 9 条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業		

	信用基金協会、漁業信用基金協会、農林中央金庫、J Aバンク支援協会、J Fマリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
経済産業大臣	包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関、認定割賦販売協会		
国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業、不動産特定共同事業、不動産鑑定業、建設業及び測量業		